

## 1 地方公務員の給与について

### (1) 紹与体系について

地方公務員の給与の中心となるものは「給料」であり、通常、条例により定められた給料表のいずれかの額が給料として支給されます。給料表は、職種別に、職務と責任の度合いを示す級を横糸として、経験の度合いを示す号給を縦糸として構成されています。個々の職員の級や号給は、規則で定められた基準・方法に従い決定されます。

この給料を補完するものとして「手当」があり、その種類、額、支給要件についても条例で定めることとされています。

### (2) 紹与決定に関する原則について

地方公務員法には、給与に関する基準として、「職務給の原則」、「均衡の原則」及び「条例主義の原則」が定められており、これらは給与決定の根本基準といわれています。

#### ① 職務給の原則

地方公務員法第24条第1項には、「職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならぬ。」と規定されています。これは、給与が職員の勤務に対する対価であることを示すとともに、給与は職務と責任の度合いに応じて決定されなければならないという原則を明らかにしたものです。

給料表には級が設定され、職務の複雑、困難及び責任の度合いに応じて異なる級を適用することによって、職務給の原則を反映する仕組みとなっています。

#### ② 均衡の原則

地方公務員法第24条第3項には、「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。」と規定されています。この原則は、国家公務員の給与が「生計費」や「民間事業の従事者の給与」の実態を反映した人事院勧告がベースとなって定められることから、市町の職員の給与も国家公務員の給与に準ずることによって実現されるものとされています。

#### ③ 条例主義の原則

給与は条例で定めなければならず、また、条例の根拠に基づかない限り支給することはできない（地方公務員法第24条第6項等）とされており、議会で制定される条例に基づき支給されることになります。

### (3) 紹与等の公表について

職員給与等の公表は、各市町の職員給与の実態を住民が身近に知り得る状態にすることにより、住民の関心を期待し、さらに議会においてより充実した審議が進められ、市町職員の給与について地域住民のより一層の納得と支持が得られるようにする一助として、これまで、市町の自主的な措置として行われていました。

平成16年の地方公務員法の一部改正により、この公表が法律上の責務とされ、対象も給与だけではなく広く人事行政全般とされ、具体的な公表の時期や方法等については、各市町の条例で定めることとなりました。

### 【給与制度の総合的見直しについて】

国においては、地域ごとの民間賃金の水準のより的確な公務員給与への反映や官民の給与差を踏まえた50歳台後半の水準などの給与制度の総合的見直しを行っています（平成27年度～平成29年度）。

地方公共団体においても、国における見直しの実施時期を念頭に、適切に見直しを行うことが求められ、本県ではすべての市町が国に準じた見直しを行っています。

### 〔給与制度の総合的見直しの主な内容〕

#### ○給料表の見直し

- ・ 給料表の水準を平均2%引き下げるとともに、高位の号俸の給料月額について、最大で4%程度引下げ
- ・ 給料表水準の引下げに伴う40歳台や50歳台前半層の職員の給与水準に与える影響に配慮し、5級及び6級に8号俸を増設

#### ○地域手当の見直し

- ・ 給料表の水準の引下げに合わせ、地域手当の支給割合を3%～20%とするなどの見直し

#### ○職務や勤務実績に応じた給与

- ・ 勤勉手当の支給月数を引き上げ、勤務実績に応じた給与を推進
- ・ 単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当の見直し

## 2 給料表の設定及び構造について

### (1) 給料表の設定について

給料表については、基本的に異なる職種には異なる給料表を適用させることが原則です。市町における主な職種としては、一般行政職、技能労務職、医療職、消防職、企業職などがあります。

この設定に当たっては、国の給料表が民間給与との均衡を図るとともに公務員の職務の体系に適合したものとなっていることから、市町においても、同じ公務に従事する以上、国家公務員と同一の職種については、原則として国の給料表に準じた給料表を用いることを基本に、今後は地域住民から広く納得を得るために、地域の民間給与も考慮に入れていく必要があるとされています。

### (2) 県内市町の状況について（一般行政職の場合）

#### ① 職務の級の構成（一般行政職）

区分	市	町	計	割合（%）
8級制	4		4	20.0
7級制	7	1	8	40.0
6級制		8	8	40.0
計	11	9	20	100.0

#### ② 給料表の構造について（一般行政職）

ほとんどの市町で国の給料表に準じた構造となっていますが、松山市については、独自構造の給料表を設定しています。

## 給料表の級数・構造について

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

市町名	給料表の 設定数	一般行政職			技能労務職		
		級数	給料表の構造		級数	給料表の構造	
			国と同じ	国と異なる		国と同じ	国と異なる
松山市	7	9		独自	3		独自
今治市	9	8	○		5	○	
宇和島市	12	7	○		5・7		行（一）を準用 ※2
八幡浜市	6	7	○		4		行（一）を準用
新居浜市	4	8	○		4		行（一）を準用
西条市	3	8	○		1		国の行（二） を基に合成
大洲市	9	7	○		4	○	
伊予市	6	7	○		4	○	
四国中央市	6	7	○		4		行（一）を準用
西予市	5	7	○※1		4	○※1	
東温市	3	7	○※1		3	○※1	
上島町	6	6	○		3	○	
久万高原町	6	6	○		3	○	
松前町	3	7	○※1		3	○※1	
砥部町	4	6	○※1		3	○※1	
内子町	2	6	○		4	○	
伊方町	6	6	○		3	○	
松野町	3	6	○※1		3	○※1	
鬼北町	4	6	○※1		4	○※1	
愛南町	5	6	○※1		3	○※1	

※1 19年の給与改定の際に県の人事委員会勧告に従った団体

※2 ①旧宇和島市職員···行（一）を準用し4級までの運用

②旧3町（吉田町、三間町、津島町）職員···行（二）を準用し5級までの運用

### 3 納入水準（ラスパイレス指數）について

#### （1）ラスパイレス指數について

市町の給与水準は、国や他の地方公共団体の給与水準との権衡、当該団体の組織・規模、地域における生計費、民間の給与水準、あるいは財政状況等により判断することになりますが、議会や住民の納得と支持が得られるものでなければなりません。

市町の給与水準を全国的に比較する方法として、一般的に「ラスパイレス指數」が使われております、各団体においては、当該団体の数値及びその変化に留意する必要があります。

##### ◎ラスパイレス指數とは、

- ・ 地方公務員と国家公務員の給与水準を、職種、学歴、経験年数等の差を考慮した上で比較し、国家公務員の給与を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を指數で示したもので、通常、その給与水準が国より高い場合は 100 を超え、低い場合は 100 未満となります。
- ・ なお、給与水準の比較対象となる給料に加えて、東京都特別区など主に民間賃金の高い地域に勤務する職員には、最大 18% の地域手当が支給されておりますが、この地域手当は、ラスパイレス指數には反映されていません。

#### （2）県内市町の状況

##### ① 平成 27 年 4 月 1 日現在の状況

平成 27 年 4 月 1 日現在で、全市町が 100 未満となっています。

県内市平均は 96.7、県内町平均は 90.7 で、平成 26 年と比較して、市平均は 0.2 ポイントの増、町平均は 0.7 ポイントの増となっています。

##### ② ラスパイレス指數の推移

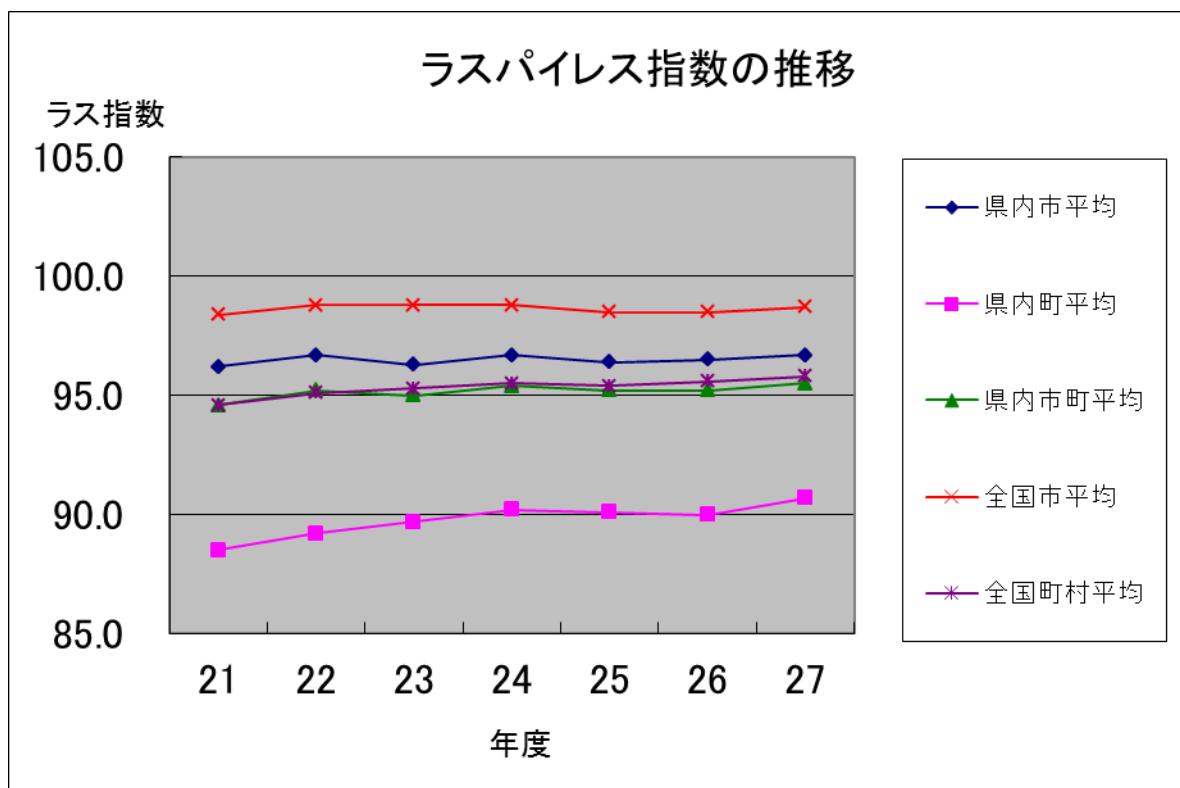
県内市町の平成 21 年から 27 年の指數の推移を見ると、市では全国平均よりおおむね 2 ~ 3 ポイント程度下回り、町では全国平均よりおおむね 5 ~ 6 ポイント程度下回る状況で推移しています。

第1表 県内市町の団体区分別ラスパイレス指数（一般行政職）

[この表のポイント] 平成24年度及び25年度のラスパイレス指数については、参考値として、臨時特例法による国家公務員給料の削減措置が無いとした場合の数値を算出しています。

本県の市町の給与水準は、全国の地方公共団体の給与水準と比較して、低い傾向にあります。特に町の水準は、より低い傾向にあります。

年度	21	22	23	24		25		26	27	26→27 増減
				指数	参考値	指数	参考値			
県内市平均	96.2	96.7	96.3	104.6	96.7	104.4	96.4	96.5	96.7	0.2
県内町平均	88.5	89.2	89.7	97.6	90.2	97.5	90.1	90.0	90.7	0.7
県内市町平均	94.6	95.2	95.0	103.2	95.4	103.0	95.2	95.2	95.5	0.3
全国市平均	98.4	98.8	98.8	106.9	98.8	106.6	98.5	98.6	98.7	0.1
全国町村平均	94.6	95.1	95.3	103.3	95.5	103.2	95.4	95.6	95.8	0.2



※上記のグラフは、参考値（臨時特例法による国家公務員給料の削減措置が無いとした場合の数値）をベースとしたもの

第2表 県内市町のラスパイレス指数の分布状況（一般行政職）

【この表のポイント】 本県の各市町のラスパイレス指数の分布状況は、すべての市町が 100 未満と高い水準の市町はなく、逆に低い市町が多い傾向にあります。

(単位：団体)

区分	平成 15年	平成 26年	平成 27年	増 減	
				15年→27年	26年→27年
105 以上	—	—	—	—	—
100～105	2	—	—	△ 2	—
95～100	11	6	6	△ 5	—
95 未満	56	14	14	△42	—
県内市町計	69	20	20	△49	—

※県内市町村数は、市町村合併により減少しています。

【市町のラスパイレス指数の分布状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）】

ラス指数	団体数	団 体 名
100 以上	0	—
95 以上 100 未満	6	新居浜市 99.9、松山市 99.8、四国中央市 98.5、八幡浜市 97.9、伊予市 97.0、宇和島市 95.4
90 以上 95 未満	11	松前町 94.8、大洲市 94.4、西条市 93.9、今治市 93.8、松野町 93.8、東温市 93.3、鬼北町 93.1、西予市 92.6 砥部町 92.4、内子町 90.9、久万高原町 90.0
85 以上 90 未満	3	伊方町 88.7、愛南町 88.1、上島町 86.5
計	20	市町平均 95.5、市平均 96.7、町平均 90.7

第3表 県内市町のラスパイレス指数（一般行政職）

〔この表のポイント〕 平成26年と27年の比較では、一部の市町で指数が低下しているものの、全体としては微増傾向となっています。

市 町 名	平成 26 年	平成 27 年	増 減
			26→27
松山市	99.9	99.8	△0.1
今治市	94.4	93.8	△0.6
宇和島市	95.0	95.4	0.4
八幡浜市	97.9	97.9	—
新居浜市	99.9	99.9	—
西条市	93.6	93.9	0.3
大洲市	93.8	94.4	0.6
伊予市	97.0	97.0	—
四国中央市	98.3	98.5	0.2
西予市	92.0	92.6	0.6
東温市	92.3	93.3	1.0
上島町	84.9	86.5	1.6
久万高原町	89.5	90.0	0.5
松前町	94.7	94.8	0.1
砥部町	92.1	92.4	0.3
内子町	90.4	90.9	0.5
伊方町	87.1	88.7	1.6
松野町	93.1	93.8	0.7
鬼北町	91.5	93.1	1.6
愛南町	87.5	88.1	0.6
県内市平均	96.5	96.7	0.2
県内町平均	90.0	90.7	0.7
県内市町平均	95.2	95.5	0.3

#### 4 初任給・昇格・昇給基準について

職員の初任給や昇格、昇給については、給与条例に基本的な考え方や基準が定められており、初任給の基準、昇格や昇給の要件・方法などの具体的な基準は規則で定められています。（県内全市町）

また、職員の職務の複雑、困難及び責任の度合いに応じて、標準的な職制区分・職務内容を定めた分類表（級別標準職務表等）については、条例により制定しているところが15市町、規則により制定しているところが5市町となっています。

なお、県内市町の初任給基準額については、おおむね国の基準額に準拠したものとなっています。

## 初任給基準額について

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

市町名	一般行政職の初任給基準額			
	大学卒	短大卒	高校卒	高校卒
	(試験)	(試験)	(試験)	(選考)
松山市	177,000	157,700	144,300	139,900
今治市	174,200	154,800	142,100	137,600
宇和島市	174,200	154,800	142,100	137,600
八幡浜市	174,200	154,800	142,100	137,600
新居浜市	174,200	154,800	142,100	137,600
西条市	174,200	154,800	142,100	137,600
大洲市	174,200	154,800	142,100	137,600
伊予市	174,200	154,800	142,100	137,600
四国中央市	174,200	154,800	142,100	137,600
西予市	174,200	154,800	142,100	137,600
東温市	174,200	154,800	142,100	137,600
上島町	172,200	152,800	140,100	135,600
久万高原町	174,200	154,800	142,100	137,600
松前町	174,200	154,800	142,100	137,600
砥部町	174,200	154,800	142,100	137,600
内子町	174,200	154,800	142,100	137,600
伊方町	174,200	154,800	142,100	137,600
松野町	174,200	154,800	142,100	137,600
鬼北町	174,200	154,800	142,100	137,600
愛南町	174,200	154,800	142,100	137,600

国の基準	174,200	154,800	142,100	137,600
------	---------	---------	---------	---------

## 5 職員の平均給料月額等について

### (1) 県内市町の状況

職員に毎月支払われる平均的な給料月額の県内市町の平均は、一般行政職では平均年齢 43.4 歳で、315,100 円、技能労務職では、平均年齢 47.9 歳で、267,900 円となっています。

市と町の比較では、給料月額では、おおむね市の職員の方が町の職員より高く、平均年齢では、おおむね町の職員の方が市の職員より高い傾向にあります。

### (2) 国家公務員との比較

#### ① 一般行政職

県内市町職員（一般行政職）と国家公務員（一般行政職）の給料月額を比較すると、国家公務員が約 19,200 円上回り、平均年齢は市町職員の方が国家公務員より若干低くなっています。

#### ② 技能労務職

県内市町職員（技能労務職員）と国家公務員（行政職俸給表（二）適用職員）の給料月額を比較すると、国家公務員が約 21,200 円上回っており、平均年齢は市町職員の方が国家公務員より若干低くなっています。

### (3) 独自の給与削減措置

財政事情等を考慮した給与抑制のための措置として、県内の複数の市町において、これまで給料、諸手当等の減額措置を実施してきました。

平成 27 年 4 月 1 日現在では、愛南町が、期間を限って管理職手当の額を減額する措置をとっています。

## 職員数、平均給料月額、平均経験年数及び平均年齢

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

市町名	一般行政職				技能労務職			
	職員数 (人)	平均 給料月額 (百円)	平均 経験年数 (年)	平均年齢 (歳)	職員数 (人)	平均 給料月額 (百円)	平均 経験年数 (年)	平均年齢 (歳)
松山市	1,846	3,247	19.2	41.6	365	3,432	28.7	50.3
今治市	855	3,251	21.8	44.3	40	2,716	25.8	48.9
宇和島市	404	3,146	20.3	42.5	34	3,302	28.2	49.0
八幡浜市	236	3,315	21.2	43.3	12	3,342	27.2	47.6
新居浜市	512	3,377	21.3	43.2	28	3,794	34.9	53.0
西条市	591	3,162	20.9	43.3	62	2,763	27.0	49.8
大洲市	324	3,270	23.0	44.5	31	2,903	33.9	52.8
伊予市	224	3,249	20.9	43.1	13	2,804	29.4	54.0
四国中央市	532	3,348	21.3	43.3	8	3,260	28.3	50.6
西予市	403	2,994	20.2	41.9	22	2,487	22.6	49.7
東温市	182	2,950	18.7	41.0	11	2,518	27.0	49.9
上島町	109	2,780	19.5	42.3	13	2,016	10.7	43.3
久万高原町	166	3,181	24.6	45.8	13	2,600	21.7	53.1
松前町	140	3,258	23.8	45.0	6	2,405	22.0	47.8
砥部町	123	3,155	22.5	44.3	8	2,616	25.8	53.4
内子町	162	3,134	23.5	44.8	14	2,718	27.4	52.6
伊方町	141	3,051	24.5	45.3	5	2,245	25.7	48.6
松野町	50	2,995	19.2	40.0				
鬼北町	94	3,117	21.7	43.1	5	3,108	31.3	51.4
愛南町	250	3,036	23.5	45.0	23	2,541	27.4	52.9
市計・平均	6,109	3,210	20.8	42.9	626	3,029	28.5	50.5
町計・平均	1,235	3,079	22.5	44.0	87	2,250	21.3	44.8
県計・平均	7,344	3,151	21.6	43.4	713	2,679	25.3	47.9
国計・平均	141,697	3,343	21.9	43.5	2,994	2,891	29.9	50.2

**経験年数別平均給料月額の状況** (平成 27 年 4 月 1 日現在)

単位：百円

市町名	一般行政職			技能労務職		
	10 年以上～ 15 年未満	15 年以上～ 20 年未満	20 年以上～ 25 年未満	10 年以上～ 15 年未満	15 年以上～ 20 年未満	20 年以上～ 25 年未満
松山市	2,684	3,242	3,586	2,421	2,668	3,087
今治市	2,735	3,026	3,420	2,488	2,286	2,702
宇和島市	2,646	3,025	3,439	2,256	2,589	3,125
八幡浜市	2,728	3,195	3,644	2,310	—	3,296
新居浜市	2,801	3,271	3,646	—	—	—
西条市	2,675	3,003	3,359	—	2,437	2,662
大洲市	2,580	2,872	3,301	—	—	2,529
伊予市	2,729	3,197	3,497	—	—	2,289
四国中央市	2,797	3,239	3,571	—	2,511	3,229
西予市	2,514	2,940	3,218	—	2,458	2,475
東温市	2,600	2,948	3,357	2,059	2,385	2,594
上島町	2,127	2,700	2,895	1,863	—	—
久万高原町	2,405	2,825	3,143	2,460	2,292	2,656
松前町	2,669	2,991	3,531	1,990	—	2,390
砥部町	2,373	2,935	3,338	—	2,408	2,577
内子町	2,598	2,864	3,155	—	—	2,537
伊方町	2,420	2,733	3,119	—	2,074	—
松野町	2,538	3,054	3,223	—	—	—
鬼北町	2,634	2,904	3,216	—	—	—
愛南町	2,445	2,657	3,058	1,877	2,204	2,304
県内市平均	2,674	3,071	3,441	2,270	2,508	2,856
県内町平均	2,486	2,827	3,173	2,139	2,250	2,483
市町平均	2,659	3,034	3,405	2,234	2,482	2,805

## 6 高齢層職員の給与について

### (1) 高齢層職員の給与に関する考え方

公務員の給与制度は、「職務給の原則」のもとに組み立てられていますが、実際の給料表の体系及び運用においては年功序列的な性格が強いことから、高齢層の職員について次のような問題が生じています。

- ① 民間では従来の年功型の人事管理・賃金体系が見直され、能力・実績等を重視する方向への展開（高齢従業員の賃金水準抑制、若年・中堅層従業員への賃金の重点配分）が進んでいることから、公務員給与を民間の給与と比較した場合、高齢者階層において官民のバランスが崩れています。
- ② 職務によっては、一定の年齢を超えた場合、職務遂行能力の減退等を伴う場合が多いのにもかかわらず給与が増えることは、一般の職員との間で不公平感を生じるものであること

### (2) 高齢層職員の昇給抑制措置について

#### ① 昇給抑制措置（平成 18 年 4 月～）

国においては、平成 11 年 4 月から、一定年齢（一般行政職：55 歳）を超える職員は、特別な場合を除き、昇給を停止する措置が講じられてきましたが、査定昇給制度の導入に伴い、同制度を廃止し平成 18 年 4 月から 55 歳昇給抑制措置が導入され、県内の全市町においても、国と同様に、平成 18 年 4 月から 55 歳昇給抑制措置が導入されました。

#### ② 昇給・昇格制度の見直し（平成 25 年 1 月～）

平成 24 年、人事院が、55 歳を超える職員は標準の勤務成績では昇給しないこととする内容の勧告を行い、これを受け、県内すべての市町が当該措置を導入しました。

また、同じく平成 24 年、人事院から、高位の号俸から昇格した場合の俸給月額の増加額を縮減することが報告され、県内市町のうち西予市を除く 19 市町が当該措置を導入しました。

※ 国家公務員は、臨時特例法による給料減額を考慮して、24 年度は昇格時の俸給月額の増加額縮減のみ導入とし、昇給停止措置は平成 26 年 1 月分から導入

### (3) 高齢層職員の給与の抑制措置

国においては、平成 22 年 12 月から、55 歳を超える職員（行政職俸給表（一）5 級以下の職員及びこれに相当する級の職員を除く）について、俸給及び俸給の特別調整額の支給額を一定率で減額（△1.5%）する措置を導入しています。

県内の市町においても、18 市町において、同様の措置が導入されています。

## 7 特殊勤務手当について

### (1) 特殊勤務手当とは

特殊勤務手当は、

- ・ 著しく危険、不快・不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、
- ・ 給与上特別な考慮を必要とし、かつ、
- ・ その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるもの

に従事する職員に、その勤務の特殊性に応じて支給する手当です。

勤務の特殊性について、その主要な要素とそれに対応する特殊勤務手当の国の例を挙げれば次のとおりです。

- ① 著しい危険を伴うもの：高所作業手当、坑内作業手当、爆発物等取扱手当 等
- ② 著しい不快を伴うもの：死体処理手当 等
- ③ 不健康であるもの：防疫作業手当 等
- ④ 困難であるもの：道路上作業手当、夜間特殊業務手当 等

### (2) 県内市町の状況

市町にあっては、行政の複雑化、多様化に伴って手当の種類も多くなっており、県内では、全20市町において特殊勤務手当の制度が設けられていますが、その内容については、手当1件ごとに支給対象、支給基準等を精査するなど、手当の廃止も含めた総合的な見直しが進められています。

なお、下記のような手当については、上記(1)の基準に照らして、特に不適切とされていますが、県内市町で、特に不適切とされる手当を支給している団体はありません。

#### ※特に不適切とされる手当の例

- ・ 窓口事務手当：住民に接する住民登録等の窓口業務に従事した場合に支給
- ・ 自動車運転手手当：自動車の運転を本務とする者が公用車を運転した場合に支給
- ・ 年末年始勤務手当：年末年始に勤務をした場合、休日勤務手当以外に支給
- ・ 企業手当：公営企業の本庁に勤務する職員に支給

## 特殊勤務手当について（平成27年4月1日現在）

市町名	特殊勤務手当数				計
	A	B	C	D	
松山市	8		2		10
今治市	7		14		21
宇和島市	3		16		19
八幡浜市	3		17		20
新居浜市	10	2	14		26
西条市	6	1	6		13
大洲市	2	1	16		19
伊予市	2		3		5
四国中央市	5	2	20		27
西予市	3		6		9
東温市	4	1	12		17
上島町	1		5		6
久万高原町			7		7
松前町	2		2		4
砥部町	2		1		3
内子町	2		1		3
伊方町	3		5		8
松野町			1		1
鬼北町	3		4		7
愛南町	3	1	20		24
市 計	53	7	126	0	186
町 計	16	1	46	0	63
県 計	69	8	172	0	249

A…国が特殊勤務手当（人事院規則9-30 第2条）で措置している勤務と同様の勤務に対して設けている手当

B…A以外でその勤務に対して国が何らかの措置をしている勤務と同様の勤務に対して設けられている手当

C…A又はB以外の手当

D…Cのうち、特に不適切とされる手当

## 8 特別職の給料（報酬）について

市町長、副市町長あるいは議会の議員等の特別職の給与は、一般職の職員と同様に、その給料（報酬）の額や支給方法については、条例で定めなければなりません（給与条例主義の原則）。

また、これら特別職の給料（報酬）の額は、その職務の特殊性に応じて定められるべきものであって、生計費や民間賃金との比較において決定される一般職の職員の給与とはその性格を異にするものであり、その額の決定に当たっては、より一層の公正を期するため、第三者機関（特別職報酬等審議会）の意見を聞くことが必要であるとされています。

県内市町の状況としては、市町長で給料月額が一番高い団体は松山市（103万4百円（減額後））、一番低い団体は松野町（60万円）となっており、議員で報酬月額が一番高い団体は松山市（62万3千円）、一番低い団体は松野町（13万7千円）となっています。

また、県内市町においては、財政事情等を考慮した給与抑制のための措置として、条例で定められた給料（報酬）月額を一時的に減額している団体もあります。（平成27年4月1日現在で、松山市、伊予市、西予市、東温市、上島町及び松前町が抑制措置を実施）

## 特別職の給料(報酬)月額

(平成 27 年 4 月 1 日現在) 単位 : 円

市町名	市町長	副市町長	企業管理者	教育長	議長	副議長	議員
松山市	1,030,400	845,100	692,800	692,800	732,000	654,000	623,000
今治市	982,000	807,000		669,000	585,000	529,000	492,000
宇和島市	855,000	678,000	678,000	597,000	437,000	373,000	354,000
八幡浜市	855,000	663,000		553,000	398,000	325,000	299,000
新居浜市	955,000	730,500		657,000	571,000	517,000	481,000
西条市	913,000	721,000		602,000	456,000	393,000	366,000
大洲市	871,000	676,000	565,000	565,000	447,000	370,000	344,000
伊予市	778,500	624,000		533,900	413,000	336,000	308,000
四国中央市	950,000	700,000		617,000	454,000	374,000	341,000
西予市	781,300	626,000		540,000	433,600	353,100	323,000
東温市	830,000	663,000		567,000	396,000	323,000	297,000
上島町	724,000	594,000		544,000	234,000	189,000	171,000
久万高原町	770,000	616,000		554,000	265,000	199,000	185,000
松前町	777,600	617,400		544,500	380,000	310,000	290,000
砥部町	784,000	632,000		570,000	319,000	260,000	239,000
内子町	748,000	605,000		548,000	263,900	213,400	200,800
伊方町	785,000	626,000		553,000	272,000	225,000	208,000
松野町	600,000	※		428,000	180,000	150,000	137,000
鬼北町	731,000	584,000		520,000	240,000	188,000	173,000
愛南町	770,000	625,000		570,000	286,000	227,000	181,000

※4月1日時点での松山市、伊予市、西予市、東温市、上島町及び松前町においては、給料の減額措置を実施

本表の金額は減額措置後の金額

※松野町は副町長を置いていない。

## 9 職員給与等の公表状況について

地方公共団体における職員給与等の公表は、地方公務員の給与や定員管理の状況について透明性を高め、住民の一層の納得と支持が得られるようにするとともに、地方分権に対する国民の理解と共感を得る上で重要な意義を持つものです。

各団体での公表に当たっては、ホームページ、広報誌、広報チラシ等様々な方法により、できるだけ多くの住民に周知を図るよう努めることとされ、また、その内容は、表、グラフなどを用いてわかりやすい工夫を講じることが求められています。

平成18年度からは、全ての市町が公表を行っています。